

第 6409 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 3月 31日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 決算賞与

Q : 今期は業績が好調だったので、社員に決算賞与を支給しようと思います。未払計上して今期の損金にしたいのですが、何か要件がありますか？

A : 次の要件のすべてを満たさなければなりません。

【解説】

法人税では、次の要件のすべてを満たさない未払賞与は当期の損金にすることはできないこととされています。

① 当期末までに使用人にその支給額を各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知していること

(注1) 法人が支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合は適用がありません。

(注2) 法人が、その使用人に対する賞与の支給について、いわゆるパートタイマー又は臨時雇い等の身分で雇用している者(雇用関係が継続的なものであって、他の使用人と同様に賞与の支給の対象としている者を除きます)とその他の使用人を区分している場合には、その区分ごとに支給額の通知を行ったかどうかを判定することができます。

② ①の通知した金額をその通知したすべての使用人に対しその通知した事業年度終了の日の翌日から1ヶ月以内に支払っていること

③ その支給額につき①の通知をした事業年度において損金経理をしていること



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】